

◆第1種山陰海岸ジオパークガイド◆



1 第1種山陰海岸ジオパークガイド（以下「1種ガイド」といいます）になるための条件

次の3つの要件を満たす必要があります。

（1）山陰海岸ジオパークガイド養成講座（以下「養成講座」といいます）の内容をすべて受講すること

推進協議会が認定した各市町や民間団体が主催する講習を受講してください。いつ、どこで、どんな講習が開講されるかは、推進協議会ホームページ(<http://sanin-geo.jp/>)等でご案内します。

【講習の主な内容】

区分	内容
1 ジオパーク基礎講習※1 	<p>①ジオパーク概要</p> <ul style="list-style-type: none">・「ジオパーク」の理念、歴史・世界ジオパークネットワークについて 等 <p>②山陰海岸ジオパークの概要</p> <ul style="list-style-type: none">・テーマ「日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし」について・地形、地質学的特徴・人々の暮らしについて・レスボス島ジオパーク（姉妹提携）について 等
2 ジオサイト専門講習※2	<p>①ジオサイトの地形・地質</p> <ul style="list-style-type: none">・各ジオサイトの地形・地質に係る講習 <p>②ジオサイトの歴史・動植物・生活文化</p> <ul style="list-style-type: none">・各ジオサイトの歴史・動植物・生活文化に係る講習
3 ガイド共通講習※1	<p>①ガイドとしてのマナー、接遇</p> <p>②自然公園法の知識</p>
4 リスクマネジメント※1	<p>①心肺蘇生、応急措置</p> <p>②保険の仕組み</p>

【養成講座を主催する方へ】

上記の養成講座を主催する場合は、要綱の様式14号「養成講座認定申請書」を推進協議会に提出してください（養成講座の実施計画がわかる資料の添付）。

（2）保険に加入していること

【賠償責任保険（必須）】

ガイドが、ガイド利用者や第3者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った時に備える保険です。下記の保険加入を省略できる場合を除き、必ず加入してください。

【傷害保険（任意）】

ガイド中のガイド利用者のケガ又は死亡に備える保険です、必須ではありませんが、できるだけ加入に努めてください。

【保険の基準】

保険の補償金額、補償範囲等は、各ガイドの内容やサイトの実情等に応じ、個別に保険会社と契約してください。

【保険の加入を省略できる場合】

下記（3）の所属する登録ガイド団体が保険加入することで、ガイド個人が加入するのと同様の効果が得られる場合は、ガイド個人による加入を省略できます。ただし、登録ガイド団体以外での個人のガイド活動等がある場合は、個人での加入が必要となります。

（3）登録ガイド団体に所属していること

【所属するガイド団体が山陰海岸ジオパーク推進協議会の登録を受けていない場合】

まず、所属するガイド団体の登録手続きが必要です（既に1種ガイドが所属するガイド団体も同様に手続きが必要です）。登録を希望するガイド団体は、要綱の様式第11号「ガイド団体登録申請書」を、山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」といいます）に提出してください。

2 1種ガイドに認定されるための手続き

1種ガイドの認定を希望する方は、所属するガイド団体で以下の手続きを行ってください。その内容が適当と認められる場合、その方を1種ガイドに認定し、ガイド団体が、1種ガイド認定証を交付します。

【1種ガイドの認定を希望する方へ】

（1）1種ガイド認定申請

所属するガイド団体に下記の書類を提出してください。

＜提出書類＞

◆要綱の様式第1号：1種ガイド認定申請書

（添付）①ガイド養成講座受講証明書類写し（受講講習全て）

②賠償責任保険（必須）傷害保険（任意）証書の写し

（※上記保険の加入が省略できる場合は、その旨を様式に記載し、添付不要）

③顔写真（認定証貼付け用）

（2）養成講座の受講効力【重要】

上記1の（1）で記載する養成講座の各講習を受講した事実の効力は、受講した日の属する次年度末までです。



1種ガイド認定証

【ガイド団体の方へ】

（1）ガイド団体登録申請（※推進協議会への登録申請が済んでいない団体のみ）

ガイドの認定にあたって、推進協議会へのガイド団体登録申請が済んでないガイド団体は、団体登録の手続きとして、下記の書類を推進協議会に提出してください。申請内容が適当と認められる場合、これを登録し、推進協議会が団体登録を通知します。

＜提出書類＞

◆要綱の様式第11号：ガイド団体登録申請書

(添付) ①団体規約写し

②加入する賠償責任保険（必須）、傷害保険（任意）証書の写し

(2) 認定証の印刷と交付

貴団体所属のガイドで、ガイド認定申請（要綱の様式第1号）があった場合、推進協議会が認定する全ての養成講座を修了し、賠償責任保険の加入が認められるガイドについて、1種ガイド認定証を印刷して、申請者に交付してください。

◆1種ガイド認定証様式：要綱の様式第2号（様式データは推進協議会から提供します）

3 お客様とのトラブル発生時の対応

推進協議会は、ガイドとしての能力が一定の水準以上であることを証明するために1種ガイドとして認定しますが、お客様からのクレームやガイド中に発生した事故やトラブルについては、ガイドご本人や所属するガイド団体が責任をもって対応してください。

4 1種ガイドの更新

(1) 有効期限 3年間（認定日から3年後の同じ日まで）

(2) 更新の条件 認定後3年間の内に、下記の実績の合計が15点以上あること

区分	実績	点数 1回につき	条件
案内	①案内	1点	3年間で3点以上
山陰海岸ジオパーク推進協議会事業	②山陰海岸ジオパークフォーラムへの出席	1点	②～④の合計が3年間で3点以上
	③山陰海岸ジオパークガイド交流会への出席	1点	
	④山陰海岸ジオパーク学術研究奨励事業発表会への出席	1点	
スキルアップ	⑤各府県市町、登録ガイド団体等が主催するガイド向けの研修会、交流会のうち、協議会が認めるものへの出席	1点	—
	⑥日本ジオパークネットワーク全国大会への参加（日本ジオパークネットワーク主催）	出席 1点	
		出展・発表 2点	
	⑦その他、協議会が、1種ガイドのスキルアップに資するものとして認めるものへの出席	別途定める	

【案内実績とスキルアップ実績の記録】

認定後3年間の上記(2)の案内実績を、要綱の様式第4号に、スキルアップ実績を様式第5号に、それぞれ記録してください。

(3) 更新の手続き

1種ガイド認定証発行者（所属ガイド団体）に、下記の書類を提出してください。

<提出書類>

◆要綱の様式第3号：1種ガイド認定更新申請書

(添付) ①案内実績記録表（様式第4号）とスキルアップ実績記録（様式第5号）



- ②賠償責任保険（必須）、傷害保険（任意）証書の写し
(※上記保険の加入が省略できる場合は、その旨を様式に記載し、添付不要)
- ③顔写真（認定証貼付け用）

◎山陰海岸ジオパークガイドが活動するフィールド（例）



歴史、史跡ガイド



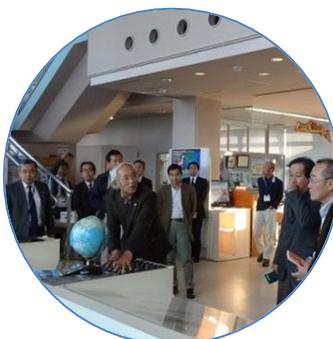
街歩きガイド



遊覧船ガイド



自然観察ガイド



施設ガイド



自然体験ガイド



ガイド交流会



講習の講師



ガイド事例発表

本件に関して詳しくは・・・



山陰海岸ジオパーク推進協議会

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎内
電話：0796-26-3783 ファクシミリ：0857-26-3785
ホームページ：<http://sanin-geo.jp/>